

千葉県
改正建築基準法施行条例とその解説

2016年版

監著 千葉県特定行政庁連絡協議会

改定にあたって

「千葉県改正建築基準法施行条例とその解説2004年版」が作成され12年が経過し、その間、2007年及び2014年に建築基準法が大幅に改正されました。

2007年においては、耐震偽造の再発を防止し、法令遵守を徹底することにより、建築物の安全性に対する国民の信頼を回復することを目的として、建築確認検査の厳格化、指定確認検査機関の業務の適正化、図書保存の義務付け、建築士等の業務の適正化及び罰則の強化、建築士事務所及び指定確認検査機関の情報開示、住宅の売主等の瑕疵担保責任の履行に関する情報開示に関する改正が行われました。

2014年においては、構造計算適合性判定制度の見直し、指定確認検査機関等による仮使用認定事務の創設、木造建築関連基準の見直し、新技術の円滑な導入に向けた仕組み、容積率制限の合理化、定期調査・検査報告制度の強化、建築物の事故等に対する調査体制の強化に関する改正が行われました。

このような改正に伴い、建築基準法施行条例も改正を重ねてまいりました。

また、県内において特定行政庁の発足が進むとともに、建築確認検査の民間開放から17年が経過する中で、指定確認検査機関が確認申請業務の大半を担うようになったことから、建築基準法施行条例の統一的な運用を図ることが求められております。

このような状況を踏まえ、千葉県特定行政庁連絡協議会において県内の特定行政庁の協力を得るとともに、広く意見を募集するなどにより、建築基準法施行条例の統一的な運用が図られるよう解説を見直し、「千葉県改正建築基準法施行条例とその解説2016年版」を作成しました。

本解説が広く関係者の方々に活用され、条例の正しい理解とひいては県内の建築物及びまちづくりの質の向上につながることを期待しております。

平成28年3月

千葉県特定行政庁連絡協議会会長
(千葉県県土整備部都市整備局建築指導課長)

麻 生 孝

監 著 の こ と ば

千葉県建築基準法施行条例は昭和36年に制定され、すでに40年以上の歳月を経ているわけですが、当時の社会状況と現在を比べたとき、その変化は隔世の感があります。

当時の千葉県は京葉工業地帯の造成事業の進展や都市への人口の集中等まさに発展期であり、建築確認件数は毎年1割以上増加を続ける右肩上がりの状況でした。

その後、列島改造、オイルショック、バブル経済およびその崩壊と経済の山谷を経て、現在社会経済の構造改革という荒波の中、千葉県も新たな方向を模索している状況であります。

こうした中、建築基準法も平成10年6月に、規制緩和、法の実効性の確保、土地の合理的利用の推進等を目的とし、民間機関による建築確認・検査制度の創設、建築基準の性能規定化、一定の複数建築物に対する建築規制の適用の合理化等の措置を講ずる大改正がなされ、その後も平成12年の地方分権一括法の制定、都市計画法の改正に伴う改正、平成13年のハートビル法・省エネ法の改正、平成14年のシックハウス規制の施行と、関連する法令を含め建築を取巻く規制が大きく変化してきました。

そこで、こうした一連の法改正等を踏まえ、改正建築基準法施行条例が平成15年9月県議会にて可決成立し、平成15年10月17日に公布し、来る平成16年4月1日から施行することとなりました。

このたび、本条例の改正内容を建築に携わる建築士をはじめとする建築関係者の皆様に御理解いただくための説明会を開催する予定であり、そのテキストとして、条例の解説を改訂したもの、今回の改正の概要及び新旧対照表等を掲載した本書を、県内の特定行政庁の御協力も得ながら取りまとめました。また、県の財政困難な折、(社)千葉県建築士会の御協力により本書を刊行できることになり、感謝申し上げる次第です。

本書が広く関係者の方々に活用され、条例の正しい理解とひいては県内の建築物及びまちづくりの質の向上につながることを期待しております。

平成16年2月

千葉県特定行政庁連絡協議会会長
(千葉県都市部建築指導課長)

木村 靖彦

建築基準法施行条例

(昭和三十六年十一月十日 千葉県条例第三十九号)

最終改正 (平成二十八年三月二十五日千葉県条例第二十八号)

目次

第一章 総則(第一条―第三条)

第二章 がいけ付近の建築物の敷地等及び大規模な建築物の敷地と道路との関係(第三条の二―第五条)

第三章 特殊建築物の敷地、構造及び建築設備

第一節 通則(第六条―第十一条)

第二節 学校(第十二条・第十三条)

第三節 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂及び集会場(第十三条の二―第二十二條の三)

第四節 物品販売業を営む店舗、百貨店及びマーケット(第二十三条―第二十九条)

第五節 公衆浴場(第三十条―第三十三条)

第六節 旅館、ホテル、下宿及び診療所(第三十四条―第三十七条)

第七節 共同住宅及び寄宿舎(第三十八条―第四十条)

第七節の二 児童福祉施設等(第四十条の二・第四十一条)

第八節 長屋(第四十二条―第四十三条の二)

第九節 倉庫、自動車車庫及び自動車修理工場(第四十四条―第四十六条)

第三章の二 日影の制限に係る区域等の指定(第四十六条の二)

第四章 建築設備（第四十七条―第五十条）

第四章の二 特定区域の特例（第五十条の二―第五十条の四）

第五章 雑則（第五十一条―第五十二条の五）

第六章 罰則（第五十三条・第五十四条）

附則

別表（第四十六条の二）